

バリアフリー基本構想に係る
交通安全特定事業計画

- JR備後赤坂駅周辺地区交通安全特定事業計画

令和元年12月
広島県公安委員会

ＪＲ備後赤坂駅周辺地区バリアフリー基本構想に基づく交通安全特定事業計画

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」第３条の規定による基本方針及び第３６条の規定に基づき、また、ＪＲ備後赤坂駅周辺地区バリアフリー基本構想に即して、ＪＲ備後赤坂駅周辺地区交通安全特定事業計画を下記のとおり定める。

記

- 1 交通安全特定事業を実施する道路の区間（別添周辺地図参照）
 - (1) ＪＲ備後赤坂駅から福山市赤坂町赤坂1,235番地1番北東角先までについての道路の区間（市道赤坂駅前線，市道赤坂25号線。以下「区間 $\boxed{1}$ 」という）」
 - (2) 福山市赤坂町赤坂1,270番地6先から福山市赤坂町赤坂1,312番地2先までについての道路の区間（一般県道御幸松永線。以下「区間 $\boxed{2}$ 」という）」
 - (3) 福山市赤坂町赤坂1,311番地先から福山市赤坂町赤坂1,283番地3先までについての道路の区間（市道赤坂28号線。以下「区間 $\boxed{3}$ 」という）」
- 2 前号の道路の区間ごとに実施すべき交通安全特定事業の内容及び実施予定期間
 - (1) 区間 $\boxed{1}$
 - ア 実施事業内容
赤坂駅前交差点における交通弱者に配慮した高齢者等感応用押ボタン箱の設置等信号機の改善
 - イ 実施予定期間
令和２年度末まで
 - (2) 区間 $\boxed{1}$ ，区間 $\boxed{2}$ 及び区間 $\boxed{3}$
 - ア 実施事業内容
迷惑駐輪，路上看板等防止に関する指導・啓発活動について関係機関等と協同して実施する
 - イ 実施予定期間
随時
- 3 その他交通安全特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項
 - (1) 高齢者，障がい者，地域住民等からの意見の聴取
上記事業の実施に当たっては，高齢者・障がい者団体等の代表者，地域住民及びその他道路利用者等の意見聴取に努める。
 - (2) 関係機関との連携の強化
福山市及び広島県と随時に事業の検討及び点検を行う。

(3) 違法駐輪行為の防止のための事業における配慮事項

違法駐輪の取締り，広報・啓発活動等の違法駐輪行為の防止に資する事業を関係機関等と連携して，重点的かつ計画的に実施する。

(4) 更なる事業の実施

前記2(1)の事業のみならず，他の信号交差点への交通弱者に配慮した横断秒数の見直しなどについて，必要性を考慮し実施を検討する。